

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

(音楽著作権使用許諾申請)

1. 使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

①市販の楽譜を指定の編成で利用する 音楽著作権使用許諾申請の必要がない

②市販の楽譜をアレンジして利用する 音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、
編曲使用許諾が必要です。

③原曲を自らアレンジした楽譜を利用する 音楽著作権使用許諾申請の必要がある

⇒団体ごとに原曲の作曲者または版権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行って
ください。

④自作曲を利用する 音楽著作権使用許諾申請の必要がない

尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC
(=日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。

(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

(肖像権)

2. プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の
使用許諾が必要です。

※全国大会へ出場する際は各種許諾申請の証明書の提出が必要になりますので、各団体において責任を
持ってご準備下さい。(詳しくは日本マーチングバンド協会ホームページより全国大会実施要項をご覧
下さい。)

※九州大会から全国大会の申込締切日までの期間が短くなっています。

全国大会実施要項をご確認の上、期日内に手続きを行えるよう、

ご準備の程宜しくお願い致します。